

○久留米大学医学部附属病院長等選考内規

〔平成31年1月25日〕
内規 第30－2号

（目的）

第1条 この内規は、学部長、学生部長等選出規程第5条の規定に基づき、久留米大学医学部附属病院長及び同医療センター病院長（以下「病院長等」という。）の選考について、必要な事項を定めることを目的とする。

（選考時期）

第2条 病院長等の選考は、次の各号の一に該当する場合に行う。

- (1) 病院長等の任期が満了するとき。
- (2) 病院長等が辞任を申し出たとき。
- (3) 病院長等に欠員が生じたとき。

2 病院長等の候補者の選考は、前項第1号に該当する場合は、任期満了の2ヶ月前までに、同項第2号又は第3号に該当する場合は、都度速やかに行うものとする。

（資格）

第3条 病院長等は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 医師免許を有している者
- (2) 高度な医療を司る病院の管理運営上必要な資質・能力を有する者
- (3) 医療安全確保のために必要な資質・能力を有する者
- (4) 久留米大学医学部附属病院及び同医療センター（以下「病院等」という。）において、各々が掲げる理念・目標を実現するために必要な資質・能力を有する者
- (5) 病院等の臨床系の教授である者

（選考委員会の設置）

第4条 病院長等の選考を行う必要が生じたときは、理事会の下に久留米大学医学部附属病院長等候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

2 選考委員会に関し必要な事項については、別に定める。

（病院長等候補者）

第5条 病院長等の候補者となり得る者（以下「候補者」という。）は、次の各号に掲げる選考委員会が定めた様式の書類を選考委員会に提出しなければならない。

- (1) 立候補申出書
- (2) 履歴書
- (3) 推薦書
- (4) 所信表明書

2 前項第3号における推薦者は、久留米大学医学部教授会の構成員、久留米大学病院診療部長会の構成員及び医療センター診療科長会の構成員から1名以上の者とする。

（教職員の意向聴取）

第6条 選考委員会は、前条で得た候補者について、第8条に規定する者による投票を実施し、意向聴取するものとする。ただし候補者が1名の場合は行わない。

（投票の管理と監督）

第7条 投票に関する事務の管理と監督は、選考委員会の指示のもと医学部選挙管理委員会（以下「選管」という。）が行う。

2 選管は、前条に基づく投票結果について、選考委員会へ報告するものとする。

3 選管の構成と任務については、別に定める。

（投票人の資格）

第8条 候補者の投票は、次に掲げる者によって行う。

(1) 医学部の助教（有給）以上の教育職員（非常勤及び期限付採用者を除く。）

(2) 病院等に勤務の係長、副主任技師、副主任薬剤師、副主任栄養士、副主任調理師又は主任（前2号に規定する者を除く。）以上の職員

(3) 病院等に勤務し、就職後10年以上勤務している前号以外の正規職員

2 前項の投票資格は、投票の行われる月の前月の1日現在の教職員名簿に記載されている者で、投票日当日在職している者とする。

（審査及び候補者の選出）

第9条 選考委員会は、候補者のうちから、第3条に規定する資質・能力に係る基準等に照らして審査を行い、第6条における結果も踏まえ1名を選出する。

2 選考委員会は、候補者の選出にあたり、プレゼンテーション、面接等を実施することができる。

3 選考委員会の委員長は、選出結果について、理事長に報告するものとする。

（病院長等の選任）

第10条 理事長は、前条により選出された候補者について、理事会に付議し、審議のうえ病院長等を選任する。

（病院長等の任期）

第11条 病院長等の任期は、3年とする。

2 任期中に欠員となったときは、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

（補則）

第12条 この内規に定めるもののほか、病院長等の選考に関し必要な事項は、選考委員会の議を経て理事長が定める。

附 則

1 この内規は、平成31年4月1日から施行する。

2 医学部附属病院長選出内規（昭和47年11月30日施行）及び医学部附属医療センター病院長選出内規（平成20年10月1日施行）は、この規程の施行の日から廃止する。